

にしかつら

2013
December
No.443

平成25年

12
月号



主な内容

水道管凍結注意！ P4

シリーズ防災！ P5

振り込め詐欺に注意 P7

インフォメーション P8～

行事予定・人の動き P11

フォトニュース P12



錫杖頭部

版木

笈

大数珠

おい
「笈」…經典や仏教関係の法具類、お札や、焼き印、版木などが納め背負って運ばれていた。

さくじょうとうふ
「錫杖頭部」…僧侶が使う杖で動かすことに音がするように作られています。

だいじゆず
「大数珠」…念仏修行に使われたと考えられる。大数珠には「南無阿弥陀仏」の文字が彫られています。
鉦を叩いて念仏を唱え、この数珠をまわしてさまざまな祈願がなされた。

PHOTO 国文祭事業 「信仰の山 三ツ峠」特別展

第35回西桂町民文化祭



西桂町文化協会主催による第35回町民文化祭が、11月3日・4日の2日間、YLO会館において開催されました。

3日の芸能発表の部では、文化協会二胡部をはじめとする13団体総勢174名が日頃の練習の成果として59演目を発表いたしました。

前庭では、協賛団体による露店やバザー、世さ来いみつとうげアーク舞飛女などによる演舞などが行われました。

2階では文化協会部員や町民等延べ321名から出展された絵画や写真など大小約585作品が飾られ来場者は文化に親しむことができました。

終わりに、町民文化祭開催にあたり、多くの方のご協力やご参加をいただきましたことを町文化協会会員一同心より感謝申し上げます。



俳句大会

応募句の部

町長賞

落合 怜子様

議長賞

永田 梅子様

教育長賞

田辺 法子様

文化協会長賞

三浦 初美様

運座の部

文化協会長賞

新田 妙子様



日頃から児童生徒の安全確保にご助力・ご指導いただいているスクールガードの皆様、に感謝の意味を込めた西桂小児童との合同給食会が11月11日～14日にかけて開催され、児童との交流が図られました。スクールガードの皆様には、本当に毎日、ご苦勞様です。

スクールガード 感謝の会



元西桂小学校長の小林榮明さん（柿園）が、変化の激しい社会を担う子ども達に必要な「体力・学力・豊かな心」を



山梨県教育功労者表彰 受章おめでとうございます

育むための教育や、教職員の資質向上、学校経営の改善等に率先して取り組まれ、西桂町や南都留地域の教育振興の模範となられた功績や、校長退職後に教育委員長、文化協会会長、人権擁護委員など町の要職を歴任され、地域の文化振興に大きく貢献されたことが認められ、山梨県教育功労者表彰の榮譽を受けられました。

平成25年11月1日、ベルクラシック甲府で行われた表彰式に夫妻で出席し、受章されました。

平成26年

成人式のご案内

西桂町では平成26年成人式を以下のとおり挙行いたします。

西桂町に住民登録していない方で、成人式に参加希望の方は、教育委員会までご連絡ください。

日時 平成26年1月12日（日）

受付：午後1時

式典：午後1時30分

場所 西桂中学校多目的ホール

問合せ先 西桂町教育委員会
（社会教育担当：川村）



今年の成人式の様子

第30回 町内一周 神社初詣マラソン

日時 平成26年1月1日（水）

◎雨・雪の場合及びコース（道路）コンディション不良の場合は中止いたします。

◎中止の場合、午前7時30分に防災無線により放送いたします。

集合 YLO会館駐車場

受付 午前9時00分～

開会式 午前9時30分～

スタート 午前10時00分

コース

YLO会館駐車場⇒①諏訪八幡神社⇒②浅間神社⇒③白山神社⇒④厄神社⇒⑤高尾神社⇒⑥山祇神社⇒⑦浅間諏訪神社⇒YLO会館駐車場

参加資格 小学生から一般の方まで健康な方ならどなたでも参加出来ます。

参加賞 参加していただくみな様に、参加賞、スープ、お汁粉のサービスがあります。

その他

●飲酒しての参加を禁止いたします。

●各神社に縁のある記念スタンプを設置しますので、記念に集めてみましょう。

水道管の凍結にご注意ください！

10月24日気象庁発表の3ヵ月予報では、今年の冬の気温は平年並または低くなるとのことで、今年の冬は寒さが厳しくなりそうです。水道管の凍結・破裂は、気温が上がらない日が何日か続き、気温がマイナス4℃以下になると多く発生します。凍結すると高い修理費がかかってしまう場合もありますので、冬に向けて水道管の寒さ対策をお願いいたします。

対策1 水道管を保温する！

屋外に露出している水道管に保温材や電熱線を巻いてください。

対策2 メーター器を保温する！

メーターボックス内に保温材や発泡スチロールを入れてください。（布類は水を含み凍結する恐れがありますので注意してください。）

※メーター器が破損した場合の交換代は使用者負担となります。

対策3 水抜きをする！

長期間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉めて蛇口を一つ開けて水を抜いてください。

対策4 水を出しておく！

水抜き栓が無いご家庭や冷え込みが厳しい場合は少量の水を出しておくのも効果的です。

（流す水の量に応じて料金も増加しますのでご注意ください。）

使用されている水道器機等によって状況がかわりますので、各家庭の状況に応じてこれらの対策を行ってください。万が一、ご家庭の水道管が凍結・破裂してしまった際は、西桂町指定の水道工事店にご相談ください。（修理費用は使用者負担となります。）

西桂町要援護家庭等大型ゴミ収集サービス事業登録について

町では、要援護家庭等の大型ゴミ収集サービス事業を実施しています。日常生活へ支障を及ぼす生活環境の改善を目的とし、希望者宅から大型ゴミの収集をいたします。希望者は、事前に登録が必要です。

（対象者）

事業の対象者は、町に現に住所を有する者であって、次

- (1) 75歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者
- (2) 75歳以上の高齢者世帯で、いずれかが虚弱な場合
- (3) その他町長が特に必要と認めたもの

（利用の申請及び決定）

事業を利用しようとする者は、「西桂町要援護家庭等大型ゴミ収集サービス事業利用

に該当する者です。

（費用負担）

1回の利用料は、500円です。

また、その他、処理困難ごみは、有料です。（回覧等でご確認下さい。）

問い合わせ

いきいき健康福祉センター 福祉係

「緑の募金」へのお礼とご報告

各区役員みなさんにご協力頂き行いました、「緑の募金」の総額が257,200円となりました。

ご協力ありがとうございました。

この募金は、（公財）山梨県緑化推進機構へ送金し、平成26年の緑の募金事業に使われます。

西桂町では、「緑の募金」交付金を活用し、緑化推進事業・学校林整備推進事業・緑の少年隊育成事業を行っています。

募金内訳

倉見	61,400円	柿園	55,600円
本町	20,000円	上町	65,400円
下暮地	54,800円	合計	257,200円

粗大ゴミ収集のお知らせ

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 平成25年12月8日（日）

場所 下暮地尾尻町有地

時間 午前9時から12時
午後1時から3時

注意事項
家電リサイクル法の対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、町では収集いたしません。買替えなどで不要とな

った製品の処理は販売店（購入した店）に依頼してください。

また、パソコンリサイクル法により家庭系パソコンやディスプレイの回収・リサイクルは購入したメーカーに直接お申し込みください。

搬入できないものについてはお持ち帰りいただきますので、あらかじめご了承ください。

処理困難ゴミにつきましては有料になりますので、代金を忘れずに持参してください。

お問い合わせ先
産業振興課 環境係

シリーズ 防災①

「天災は忘れない頃に やってくる!?!」

今月号から、シリーズ防災として、町民の皆様にお伝えしたい、防災に対する誤解や為になること、是非実践してもらいたいことなどをシリーズ化して毎月掲載いたします。

第1回目の今回は、「天災は忘れない頃にやってくる!?!」と表しまして、お伝えしたいと思います。

「天災は忘れない頃にやってくる!?!」は有名なフレーズですが、このフレーズは、物理学者の寺田寅彦が大正時代に発生した関東大震災の後に言った言葉とされています。この言葉の意味は、過去の災害の反省を生かせず防災対策が出来ないとの警句として述べており、いつ来るかわからない災害に日ごろから備えましょうというものです。

ただ、災害は実は「忘れない頃にやってくる」のです。それは下図の大災害歴史年表の示すとおり、その時代において一つ

の大災害がきっかけとなり、それから25〜30年間の短い期間に繰り返し災害が起きているのです。

また、過去のどの時代においても発生している災害の場所が類似しています。

平成の時代に入っても、阪神淡路大震災をきっかけに25年〜30年の間に、首都直下型地震、東南海地震、富士山噴火といった災害が、過去の歴史が繰り返すならば、近い将来起きるのではないかと予想されます。

町としても、上記の災害を忘れることなく、防災・減災に向けた取り組みの強化をよりいっそう図っていきませんが、町民皆様におかれましては、災害に対する危機感を忘れず、日ごろからの備えをしていただきたいと思います。

今回のシリーズ防災は、その防災の備えをテーマにお伝えしたいと思います。

大災害 歴史年表

貞観の時代					天正・慶長の時代					元禄・宝永の時代				大正・昭和の時代				平成の時代									
863年	864年	868年	869年	878年	1586年	1596年	1605年	1611年	1611年	1677年	1703年	1707年	1707年	1923年	1936年	1944年	1946年	1948年	1995年	2004年	2011年	20××年	20××年	20××年			
越中・越後で大地震(北陸)					天正大地震(M8級・関西)					慶長三陸地震(M8級・東北)					房総沖地震(M8級・関東)				福井地震(M7級・北陸)				阪神淡路大震災(M7級・関西)				
貞観地震(M8以上・東北)					慶長伏見地震(M7級・北海道)					慶長会津地震(M7級・東北)					宝永地震(M8以上・東南海)				昭和東南海地震(M7級・東北)				東日本大震災(M9級・東北)				
播磨・山城で大地震(関西)					慶長大震災(M8級・南海)					宝永大噴火(富士山噴火)					宮城県沖地震(M7級・東北)				昭和南海地震(M8級)				新潟中越地震(M7級)				
富士山・阿蘇山の噴火					慶長伊予地震(M7級・関西)					元禄関東地震(M8級)					関東大震災(M8級・関東)				首都直下型地震?				東南海地震?				
← 24年間 →					← 25年間 →					← 30年間 →					← 25年間 →					← 25~30年間 →							

献血のご協力の お願い

病気や交通事故などで大量に出血された患者さんの命を救うために、輸血用の血液が必要です。

しかし、血液は生きた細胞であるため、人間の体内でしか造ることができず、長期間の保存ができません。

患者さんの命をひとつでも多く救うために、献血へのご理解、ご協力をお願い致します。

日時 平成25年12月3日(火)
午前10時から午後3時
場所 いきいき健康福祉センター
ター

対象 16歳から69歳

※65歳以上の方の献血は、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限ります。

※降圧剤服用中でも血圧が安定していれば、献血ができます。

※年間に献血できる量は決まっています。ご自身の次回献血可能日は献血カードをご確認ください。

小児肺炎球菌感染症予防接種変更についてのお知らせ

平成25年11月1日より、ワクチンが7価から13価となりました。このことにより、疾病の予防効果がより高くなりました。生後2ヶ月から5歳未満のお子さんが接種の対象となります。

つきましては、「小児肺炎球菌ワクチン接種の受け方」を参考の上、接種してください。

※注意 予診票は新たに交付しません。紛失等のため再発行する場合は、母子手帳をご持参ください。

不明な点はいきいき健康福祉センター保健係へお問い合わせください。



小児用肺炎球菌ワクチン接種の受け方

1回目接種 開始時の月齢	区分	回数	チェック項目 (チェックが入らなければ接種可能。 チェックが入ったら備考へ)	備考
生後2カ月～ 7カ月未満の 場合 (通常は合計 4回の接種が 必要)	初回	1回目		
		2回目	① 前回の接種日から 27日以内ですか ☐	前回の接種日から 27日以上間隔をあけましょう。
		3回目	② 1歳になっていますか ☐	1歳になったお子様は、残り回数に関係なく <u>この後は1回だけの接種となります。</u> ただし、前回の接種日から60日以上経過 している必要があります。この接種で公費 負担は終了です。
	追加	4回目	③ ②にチェックが 入っていますか ☐ はい ☐ いいえ	上記②備考の接種で終了です。 追加 4回目が必要なお子様です。ただし、 1歳以降かつ3回目接種日から60日以上 間隔をあけて接種しましょう。

生後7カ月～ 12カ月未満の 場合 (通常は合計 3回の接種が 必要)	初回	1回目		
		2回目	① 前回の接種日から 27日以内ですか ☐ ② 1歳1カ月になって いますか ☐	前回の接種日から 27日以上間隔をあけましょう。 1歳1カ月になったお子様は、残り回数に関 係なく <u>この後は1回だけの接種となります。</u> ただし、前回の接種日から60日以上経過 している必要があります。この接種で公費 負担は終了です。
	追加	3回目	③ ②にチェックが 入っていますか ☐ はい ☐ いいえ	上記②備考の接種で終了です。 追加 3回目が必要なお子様です。ただし、 1歳以降かつ2回目接種日から60日以上 間隔をあけて接種しましょう。

1歳～2歳未満 (通常2回の接種が 必要)	1回目		
	2回目	① 前回の接種日から 60日以内ですか ☐	前回の接種日から 60日以上間隔をあけましょう。
2歳以上～5歳未満 (通常1回のみ接種)		通常1回の接種で終了です	

後期高齢者医療 高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた金額を高額介護合算療養費として支給します。（対象者には、申請勘奨通知を送付します。）

【支給基準】

- ◆計算対象期間は、平成24年8月1日～平成25年7月31日までの1年間
- ◆医療保険と介護保険の両方に自己負担額があり、自己負担額の合計が基準額を超えた世帯
- ◆高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差引いて計算します。

【勘奨通知送付対象者】

- ◆対象期間の1年間について仮算定し、支給対象となる被保険者の方に、平成26年1月中旬に申請書等を郵送いたします。

【申請方法】

- ◆郵送された「申請書」及び「支給申請についてのお知らせ」、印鑑、振込口座の分かるもの（預金通帳）、身分が確認できるもの（運転免許証や保険証）をご持参のうえ、役場窓口にて申請をして下さい。

【申請から支給まで】

- ◆役場窓口にて申請から2～3ヵ月後、山梨県後期高齢者医療広域連合から支給されます。

【提出期限】

- ◆申請の時効は、勘奨通知がお手元に届いてから2年間ですので、お早めにご提出下さい。

【お問い合わせ】 西桂町役場 税務住民課住民係

後期高齢者医療に関する振り込め詐欺にご注意下さい！

後期高齢者医療に関し、後期高齢者医療広域連合や市区町村、また年金事務所の職員を名乗った、詐欺目的の不審な電話が多発しています。

- ◆「医療費の還付があります。」などと偽り、銀行やコンビニエンスストアで、ATM（現金の振り込みや引き出しができる機械）を操作するように指示するもの
- ◆銀行のカードを渡すように指示するもの
- ◆銀行の口座番号等を聞き出そうとするもの、など

山梨県後期高齢者医療広域連合や役場では、電話やATMを利用した手続きは一切行っておらず、全て文書で行っていますので、被害にあわないようご注意ください。

なお、不審な電話を受けた時は、すぐに行動に移さず、まずはご家族や大月警察署（TEL 0554-22-0110）へご相談下さい。



下水道供用開始に伴う下水道への接続について

1. 排水設備をつくりましょう

西桂町の下水道整備事業は、平成8年度に管渠工事に着手以来、順次整備が進められております。下水道の工事が終了した地区は供用開始区域となります。その供用開始区域内に土地や建物を所有している方で町が工事した「公共汚水ます」が敷地にある方は、速やかに水洗トイレ・風呂場・台所等から「公共汚水ます」までの宅内排水設備を設置し、下水道に接続していただくなくてはなりません。また、汲み取り式の家庭は3年以内に水洗式トイレに改造することが義務付けられています。

2. 受益者負担金制度とは

下水道が完備すると浄化槽なしで水洗トイレの使用が可能になり、台所、風呂、便所などの排水は衛生的に排除できて、家の中はいつも快適になります。

しかし、下水道事業は下水道管の布設や終末処理場などの建設に、巨額の費用と長い工事期間を必要とする上、下水道は道路や公園と異なり、その利益を受ける人達は下水道のできた地区の人達だけに限られる施設です。こうした施設の建設を全て公費で賄うとすると、下水道のない地区の人達には不公平を生じることになります。

そこで下水道の完備によって利益を受ける人達に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、下水道の建設を促進していこうというのが、「**受益者負担金制度**」です。

3. 受益者負担金の負担額について

受益者負担金の負担額については、町水道の引込管の口径により、次に掲げる水道口径別負担となります。

一般家庭の負担金		営業・企業等の負担額	
水道引込口径	負担額	水道引込口径	負担額
口径 13m/m 口径 20m/m 口径 25m/m 口径 30m/m	300,000円	口径 13m/m 口径 20m/m	300,000円
		口径 25m/m	500,000円
		口径 30m/m	870,000円
		口径 40m/m	
		口径 50m/m	

※供用開始区域内に土地や建物を所有している方や新築する方は、下水道に接続していただくなくてはなりません。
また、接続をしない場合は受益者負担金の軽減措置がないため、一般家庭ですと30万円の負担となります。

4. 受益者負担金の軽減措置について

受益者負担金については、下水道整備が完了し、受益者負担金の賦課が始まった時から早期に下水道に接続をし、下水道利用をした方に対し、下記のとおり軽減措置が適用されます。

一般家庭の場合の例

	受益者負担金		受益者負担金
1年目に下水道に接続した者	0円	8年目に下水道に接続した者	120,000円
2年目に下水道に接続した者	12,000円	9年目に下水道に接続した者	135,000円
3年目に下水道に接続した者	24,000円	10年目に下水道に接続した者	150,000円
4年目に下水道に接続した者	36,000円	11年目に下水道に接続した者	150,000円
5年目に下水道に接続した者	48,000円	12年6ヶ月まで下水道に接続した者	150,000円
6年目に下水道に接続した者	90,000円	12年6ヶ月以降に下水道に接続した者	300,000円
7年目に下水道に接続した者	105,000円		



5. 使用料対象費用について

使用料の対象となる費用は、下水道の維持管理費として一般事務費、管渠の維持管理費及び処理場の維持管理負担金に使用されます。このうち維持管理費は、下水の規制に関する事務経費や不明水（雨水の流入水等）の処理に要する経費など、公費で負担すべきものの以外の全てを使用料の対象とするものです。

6. 使用料の額について

使用料については2ヶ月分で下記の表のとおりとなります。

基本使用料		従量使用料（1立方メートルにつき）	
使用水量	使用料金（円）	使用水量	使用料金（円）（消費税含む）
20立方メートルまで	1,995	20立方メートルを超え100立方メートルまで	99.75
		100立方メートルを超え200立方メートルまで	110.25
		200立方メートル以上	141.75
		一時使用	147
		公衆浴場	63

※一般家庭での平均使用料 水道料 2ヶ月分約4,000円、下水道料 2ヶ月分約6,000円。

7. 下水道への接続費用（目安）

下水道接続	各家庭により違うが、土の場合10,000円/m、コンクリートの場合30,000円/m	平均30万円
下水道未接続	受益者負担金30万円	

8. 参考 維持管理費

2ヶ月で60立方メートル使うと仮定（町の平均）

下水道接続	水道使用料 23,460円/年 下水道使用料 35,880円/年	2ヶ月3,940円 2ヶ月5,980円	合 計	59,340円
下水道未接続 （単独浄化槽）	水道使用料 23,460円/年 法定検査代 4,000円/年	浄化槽維持管理費 21,000円/年 電気代（プロアー）1,000円×12ヶ月＝12,000円	合 計	60,460円
下水道未接続 （合併浄化槽）	水道使用料 23,460円/年 法定検査代 4,000円/年	浄化槽維持管理費 26,250円/年 電気代（プロアー）1,000円×12ヶ月＝12,000円	合 計	65,710円

※問合せ先 建設水道課 下水道係

農地の転用には農地法の許可が必要です

◆農地転用とは

農地転用とは、農地を住宅や工場等の建物敷地・資材置場・駐車場・山林等農地以外の用途に転換することです。なお、一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

◆農地の転用の種類

- ①農地の所有者が農地を転用する場合（農地法4条）
- ②農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合（農地法5条）

◆許可を受けるには

農地転用には、農業委員会を経由して知事の許可（4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません。

生産性の高い優良な農地と判断される場合は、原則として転用許可はできませんが、農業用施設の建設や、集落に接続して住宅などを建設する場合など、例外的に許可できる場合がありますので、具体的な転用計画がある場合は、農業委員会事務局まで事前にご相談ください。

転用許可申請は、原則として15日（土・日・祝日にあたる場合は、翌業務日）が農業委員会の受付締切日で、25日の農業委員会総会で審議し、意見書を付して知事へ送付いたします。知事からの許可は翌月の20日以降となります。

西柱農業振興地域整備計画において農用地区域に指定されている農地は、転用許可申請の前に農振除外の手続

が必要となりますので、事前に確認して下さい。



▲農地パトロールの様子

◆対象となる農地は

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作されている土地は農地とみなされます。

◆無断転用したり許可どおりに転用しなかったら

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令が課せられる場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金といった罰則の適用もあります。

◆相談は農業委員会に

農地に関する連絡（無断転用）、転用についての手続きは農業委員会・農業委員に相談してください。

【問い合わせ先】農業委員会 ☎25-2121

浄化槽を設置して いる皆様へ

浄化槽管理者（設置者）には次のことが義務づけられています。

1. 毎年1回の検査
2. 定期的な保守点検
3. 年1回以上の清掃

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用は、参加費として一律9万円です。

※5年を経過した方（平成19年度以前参加者）は2回目の応募をすることができます。本年度は、下記の地域について実施予定です。

以上の事を怠ると浄化槽が機能せず汚水や汚泥が直接川に流れ出し近隣や下流の住民に多大な迷惑をかけてしまいますので必ずこれらの事を守って下さい。

問合せ先 環境係

申込は、山梨県遺族会へ

甲府市岩窪町608

【TEL】

055（252）7664

《実施地域》

（広域地域）

- ①旧満州②西部ニューギニア
- ③アッツ島④旧ソ連⑤中国（1次）⑥マリアナ諸島⑦東部ニューギニア（1次）⑧ボルネオ・マレー半島⑨トラック・パラオ諸島⑩ソロモン諸島⑪フィリピン（1次）⑫ミヤンマー・ベトナム（1次）⑬台湾・バシー海峡⑭東部ニューギニア（2次）⑮ミヤンマー・インド（2次）⑯フィリピン（2次）⑰中国（2次）
- （特定地域）
- ①ビスマーク諸島
- ②西部ニューギニア
- ③マーシャル・ギルバート諸島

冬のEye愛ひとみ
相談会

お子様の見え方について不安を感じている方、成人されてから目に障害を持ち悩んでいる方、視覚に課題があるお子さんを指導されている先生など、目のことでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

日時及び会場

平成25年12月14日(土)
午前10時から午後3時まで
1件につき約1時間の相談となります。

相談費用 無料

申し込み方法

開催週の木曜日(12月12日)までに、盲学校へお電話で申し込みをお願いします。

受付時間は、平日午前9時から午後5時まで

その他

本校への入学相談ではありません

申し込み問い合わせ先

山梨県立盲学校

(甲府市下飯田2-10-2)

☎0555(2226)3361

FAX 055(2226)3362

Eye愛ひとみ相談支援センター

担当/吉田

【東京国税局からの
お知らせ】

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む。)の税率が8%に引き上げられます。

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府では、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せを受け付けています。

【専用ダイヤル】

0570(200)123

(受付時間: 平日9時~17時
(平成26年3月・4月は土曜日も受け付けます。))

【ホームページURL】

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

(24時間受付)



山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求について

◎富士・東部保健福祉事務所管内に在住している対象者の受付を、次のとおり行います。

1 受付期間

平成26年1月6日(月)から平成26年2月7日(金)まで、(土、日及び祝日を除く。)当該期間内に手続きをしない場合、助成金の支払はできませんのでご注意ください！

2 会場での受付日

平成26年1月7日(火)	上野原市文化ホール(もみじホール)
平成26年1月10日(金)	富士河口湖町役場
平成26年1月14日(火)	山梨県富士吉田合同庁舎(富士吉田市)
平成26年1月16日(木)	いきいきプラザ都留(都留市)
平成26年1月21日(火)	富士吉田市民会館(市立図書館階上)
平成26年1月24日(金)	大月市総合福祉センター
平成26年1月31日(金)	山梨県富士吉田合同庁舎
※受付時間は、いずれの会場も午前10時から午後3時まで	
◎郵送での受付も行っています。	

3 助成対象者

次の(1)~(3)のいずれかに該当する方で、平成25年度に自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けている心身障害者(軽自動車税の場合にあつては、平成26年度から減免を受けることが出来る方を含む。)又は当該心身障害者の方と生計を同一にしている方。

- (1) 身体障害者手帳の総合等級 1級又は2級
- (2) 療育手帳の障害程度 A-1・A-2a・A-2b・A-3
- (3) 戦傷病者手帳の障害程度 特別項症 第1項症 第2項症

4 助成対象期間

平成25年1月1日から平成25年12月31日まで
ただし、期間の途中で新たに減免の対象となった場合、その対象となった日の属する月の翌月1日から対象期間となります。

5 必要な書類

- (1) 山梨県身体障害者自動車燃料費助成金請求書
- (2) 支払証明書又は購入量計算書(※購入量計算書の場合は、記名された領収書を添付。)
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳(※備考欄に車税減免の手続きを行った旨の証明のあるもの)
- (4) 自動車検査証(減免を受けた自動車)
- (5) 印鑑 → 訂正のため
- (6) 請求者名義の預金通帳

6 請求書等の配布

西桂町いきいき健康福祉センター内
福祉保健課福祉係で配布しております。

7 郵送の場合の注意点

上記5必要な書類中の(1)請求書、(2)支払証明書又は購入量計算書(※記名された領収書)は正本、その他(3)・(4)・(6)はコピーして同封してください

郵送での締め切りは、平成26年2月7日(金)消印有効です。

【お問い合わせ(郵送先)】

〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5
富士・東部保健福祉事務所 福祉課
障害福祉担当

電話番号 0555-24-9047

FAX番号 0555-24-9037

特設人権相談所 開設のお知らせ

全国一斉「人権の日」一環として次のとおり特設人権相談所を開設します。相談は無料、秘密厳守で難しい手続きは必要ありません。

日時 12月4日(水)
午前10時～午後3時
場所 YLO会館
相談員 奥秋正徳
角野博美
(西桂町人権擁護委員)
お問い合わせ先 総務課

人口と世帯

平成25年11月1日現在

男 2,278人(+3)
女 2,400人(+5)
合計 4,678人(+8)
世帯 1,538世帯(+1)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

本町 渡邊 翠 新一
柿園 萩原 一 夫 蒼沼 哲 谷
倉見 永 魅 靖 敏 英 範 親 族
おくやみ(死亡)

下暮地 蔦木 絢 柳 勝
下暮地 小川 麗 来 学
柿園 高尾 龍 正 貴 大 保護者

おめでた(誕生)

慶 弔

10月届出

12月・1月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
12月 1	2	3	4	5	6	7
			●お話の会 am10:00～ (子育て支援センター) ●特設人権相談所 am10:00～pm3:00 (YLO会館)	●母子相談・ 母子手帳交付 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	●小中文化交流会	●児童館もちつき am10:00～12:00
8	9	10	11	12	13	14
●粗大ごみ収集 am9:00～12:00 pm1:00～3:00 (尾尻町有地)		●2歳児歯とこころ の相談pm1:15～ (いきいき健康福祉センター) ●支援センター 休館日 ●もちつき(保育所)	●ふれあい健康相談 am10:00～12:00 (ふれあいサロンミツ峠)	●すくすく1歳 お食事相談 am10:00～12:00 (いきいき健康福祉センター) ●赤ちゃん広場 pm1:30～3:00 (子育て支援センター)	●にこにこ親子ベビ ーマッサージ体験 am10:30～11:30 (いきいき健康福祉センター)	●中学校図書館 一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00
15	16	17	18	19	20	21
		●クリスマス会 am10:30～ (子育て支援センター)		●母子相談・ 母子手帳交付 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター) ●支援センター休館日 ●クリスマス会(保育所)		●なんでも相談所 pm1:30～3:30 (ふれあいサロンミツ峠) ●児童館クリスマス pm1:30～4:00
22	天皇誕生日 23	24	25	26	27	28
			●小・中学校 2学期終業式 ●乳児健診 pm1:15～ (いきいき健康福祉センター)		●御用納め	
29	30	31	1月 元旦 1	2	3	4
			●町内一周神社 初詣マラソン am9:30～12:00 (YLO会館)			
5	6	7	12月の納税 ●固定資産税……………3期 ●国民健康保険税…6期 ●後期高齢者医療保険料 6期			
	●御用初め					

フォト ニュース

児童館

母親クラブ



母親クラブ11/3(日)

文化祭では、子供服や小物類を持ち寄ってバザーをしました。今年はくすみボタンを使ったヘアゴムを手作りして販売しました。子どもからお年寄りまで大盛況で、楽しくバザーをする事ができました。

12/20(金) 10時～
YLO1階和室にてクリスマス会を行ないます。

可愛い飾りを作って、みんなで楽しくクリスマスを迎えましょう♪サンタクロースさんが会いに来てくれるかも…!?



ほっぺちゃん 10/16・30(水)

フェルトを“ほっぺちゃん”の形に切り、ヒース・リボン・キラキラシールなどを貼りストラップを付けました。帽子や、しっぽを付けたり、ウインク、笑った顔など、みんな工夫をしてとても素敵なほっぺちゃんが出来ました。

ベイブレード 10/12(土)

家では対戦相手がいない・スペースが狭い事もあって、道具を持ちより行ないました。参加人数は少なかったのですがみんな楽しんで事ができました。



手織り体験 10/21(月)

みつとうけ手織りの里グループ方には、年間を通して子ども達に“はたおり”を教えて頂いています。織り方に子ども達の個性が出ていて、とても集中して織ることができました。“これからも続けたいなあ～”と意欲的な声も聞かれました。子ども達も楽しみにしている様です。

地場産業の“はたおり”の伝承につながると思います。



親子遠足

10月10日(木)親子遠足が行われました。今年は八景島シーパラダイスに行ってきました。天候に恵まれ、青空のもと海に囲まれた水族館で、楽しい時間を過ごしました。イルカやアシカのショーや、大きなジンベイザメに大興奮!珍しい魚やイワシの群れに感動し、心に残った一日でした。



保育所



未満児の会

10月12日(土)つほみ園にて未満児の会が行われました。日頃の保育所生活を『覗き穴』を設け参観していただいたり、子どもの育ちを考える意見交換の時間を過ごしていただきました。子ども達の成長を共に喜び、今後も見守っていきます。



子ども交通安全教室

10月28日(月)ヤマト運輸主催による、こども交通安全教室が開催されました。園庭にて、クロネコ・シロネコの着ぐるみと一緒に楽しく交通ルールについて学びました。横断歩道の渡り方や車の回りで遊ぶ危険についてなど、実際体験したり、紙芝居で教えていただいたり、充実した経験をする事ができました。

